

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 3
- 市道の路線認定【建設局総務部管理課】 7
- 市道の路線変更【建設局総務部管理課】 11
- 市道の路線廃止【建設局総務部管理課】 13
- 道路の区域変更（2件）【建設局総務部管理課】 14

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 16
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 17
- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 22

◇ 教育委員会

- 単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 23
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 28
- 勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 29

◇ 訂 正

○ 第4097号の訂正【保健福祉局地域福祉部介護保険課】

30

北九州市告示第478号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成29年12月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町13番1号
AGCエスアイテック株式会社
代表取締役社長 山本清

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町13番1号
AGCエスアイテック株式会社

2 特定施設の内容及び排出水に係る事項

(1) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	27号口 遠心分離機	同左
名称	遠心分離機 19	遠心分離機 20
能力	最大容量 351L	同左

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

名称	遠心分離機 19	遠心分離機 20
使用時間間隔	連続	同左
1日当たりの使用時間	24時間	同左
季節的変動	なし	同左
工事着手予定年月日	許可日以降	同左

工事完成予定年月日	許可日以降	同左
使用開始予定年月日	許可日以降	同左

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	遠心分離機 19	遠心分離機 20
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 42 最大 56	同左
水素イオン濃度	通常 2～7 最大 2～7	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 5 最大 7	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 1,000 最大 1,500	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 0.1以下 最大 0.1以下	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 0.1以下 最大 0.1以下	同左

(2) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 処理施設の名称、能力及び処理方法

処理施設名称	2 排水処理設備
能力 (m^3 /日)	280 m^3 /日
処理方法	中和、凝集沈殿

イ 使用時における当該汚水処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

項目		設置前		設置後	
		処理前	処理後	処理前	処理後
汚水量 (m^3 /日)	通常	147	同左	231	同左
	最大	168		280	
水素イオン濃度	通常	2.0	6.0	2.0	6.0

	最大	1 2 . 0	8 . 5	1 2 . 0	8 . 5
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常	2 0	1 0	2 0	1 0
	最大	3 0	1 5	3 0	1 5
浮遊物質 (m g / ℓ)	通常	3 6 5	2 0	5 9 6	2 0
	最大	4 9 0	2 5	8 9 4	2 5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (m g / ℓ)	通常	1 以下	同左	1 以下	同左
	最大	1 以下			
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常	3 . 0	同左	3 . 0	同左
	最大	6 . 0			
りん リン含有量 (m g / ℓ)	通常	0 . 2	同左	0 . 2	同左
	最大	0 . 5			

(3) 排水に関する事項

ア 排水口名

排水口 No. 1

イ 水量及び汚染の状態

項目	設置前	設置後
排水水の量 (m ³ / 日)	通常 6 0 2	通常 6 8 6
	最大 6 8 6 . 1	最大 7 9 8 . 1
水素イオン濃度	通常 6 . 0	同左
	最大 8 . 5	
生物化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 1 0 . 0	同左
	最大 1 5 . 0	
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 1 0 . 0	同左
	最大 1 5 . 0	
浮遊物質 (m g / ℓ)	通常 2 0	同左
	最大 2 5	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (m g / ℓ)	通常 1 以下	同左
	最大 1 以下	
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 3	同左
	最大 6	
りん リン含有量 (m g / ℓ)	通常 0 . 2	同左
	最大 0 . 5	

3 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年12月26日から平成30年1月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日を除く。）毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

4 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成30年1月16日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市告示 479号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3281	吉志240号 線	門司区吉志五丁目	門司区吉志五丁目
3282	大里東48号 線	門司区大里東四丁目	門司区大里東四丁目
3389	東城野町6号 線	小倉北区東城野町	小倉北区東城野町
3390	東城野町7号 線	小倉北区東城野町	小倉北区東城野町
3391	東城野町8号 線	小倉北区東城野町	小倉北区東城野町
3392	東城野町9号 線	小倉北区東城野町	小倉北区東城野町
3393	東城野町10 号線	小倉北区東城野町	小倉北区東城野町
3394	東城野町11 号線	小倉北区東城野町	小倉北区東城野町
6318	朽網東39号 線	小倉南区朽網東六丁 目	小倉南区朽網東六丁 目
6319	日の出町11 号線	小倉南区日の出町一 丁目	小倉南区日の出町一 丁目

6 3 2 0	湯川 6 8 号線	小倉南区湯川三丁目	小倉南区湯川三丁目
6 3 2 1	湯川 6 9 号線	小倉南区湯川三丁目	小倉南区湯川三丁目
3 8 9 0	小敷 9 1 号線	若松区大字小敷	若松区大字小敷
3 8 9 1	塩屋 1 8 5 号 線	若松区大字塩屋	若松区大字塩屋
2 1 0 4	山路 2 0 号線	八幡東区山路二丁目	八幡東区山路二丁目
2 1 0 5	山路 2 1 号線	八幡東区山路二丁目	八幡東区山路二丁目
2 1 0 6	山路 2 2 号線	八幡東区山路二丁目	八幡東区山路二丁目
6 9 9 2	浅川 2 0 2 号 線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
6 9 9 3	浅川 2 0 3 号 線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
6 9 9 4	浅川 2 0 4 号 線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
6 9 9 5	浅川 2 0 5 号 線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
6 9 9 6	浅川 2 0 6 号 線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
6 9 9 7	浅川 2 0 7 号 線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
6 9 9 8	浅川 2 0 8 号 線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
6 9 9 9	浅川 2 0 9 号 線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川

7000	浅川210号線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
7001	浅川211号線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
7002	市瀬57号線	八幡西区市瀬一丁目	八幡西区市瀬一丁目
7003	市瀬58号線	八幡西区市瀬一丁目	八幡西区市瀬一丁目
7004	市瀬59号線	八幡西区市瀬一丁目	八幡西区市瀬一丁目
7005	市瀬60号線	八幡西区市瀬一丁目	八幡西区市瀬一丁目
7006	市瀬61号線	八幡西区市瀬一丁目	八幡西区市瀬一丁目
7007	市瀬62号線	八幡西区市瀬一丁目	八幡西区市瀬一丁目
7008	市瀬63号線	八幡西区市瀬一丁目	八幡西区市瀬一丁目
7009	市瀬64号線	八幡西区市瀬一丁目	八幡西区市瀬一丁目
7010	市瀬65号線	八幡西区市瀬一丁目	八幡西区市瀬一丁目
7011	永犬丸222号線	八幡西区永犬丸一丁目	八幡西区永犬丸一丁目
7012	上上津役150号線	八幡西区上上津役五丁目	八幡西区上上津役五丁目
7013	黒崎城石3号線	八幡西区黒崎城石	八幡西区黒崎城石
7014	清納16号線	八幡西区清納二丁目	八幡西区清納二丁目

7015	鷹の巣41号 線	八幡西区鷹の巣二丁 目	八幡西区鷹の巣二丁 目
7016	本城東85号 線	八幡西区本城東三丁 目	八幡西区本城東三丁 目
7017	若葉101号 線	八幡西区若葉三丁目	八幡西区若葉三丁目

北九州市告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
1302	上吉田15号線	新	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
		旧	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
1308	上吉田21号線	新	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
		旧	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
3992	湯川15号線	新	小倉南区湯川三丁目	小倉南区湯川三丁目
		旧	小倉南区湯川三丁目	小倉南区湯川三丁目
3993	湯川16号線	新	小倉南区湯川三丁目	小倉南区湯川三丁目
		旧	小倉南区湯川三丁目	小倉南区湯川三丁目
5196	上吉田90号線	新	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
		旧	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
6985	浅川19	新	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川

	7号線	旧	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
--	-----	---	----------	----------

北九州市告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
1923	鴨生田5 7号線	若松区鴨生田一丁目	八幡西区大字本城
6634	塩屋本城 1号線	八幡西区本城学研台三 丁目	八幡西区大字本城

北九州市告示第482号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第17条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり道路の区域が変更されたので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課及び福岡北九州高速道路公社北九州事務所保全課において、一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

北九州市長 北橋健治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
654	北九州高速5号線	前	北九州市八幡東区中央二丁目6番4地先から 北九州市八幡東区春の町一丁目17番1地先まで	21.0 ～ 62.0	42.5
		後	北九州市八幡東区中央二丁目6番12地先から 北九州市八幡東区春の町一丁目17番1地先まで	21.0 ～ 46.5	42.5

北九州市告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理 番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
25	門司行橋 線	前	北九州市小倉南区沼新町一丁目1004番68地先から 北九州市小倉南区大字沼1005番6地先まで	38.0 ～ 42.0	43.5
		後	北九州市小倉南区沼新町一丁目1003番6地先から 北九州市小倉南区大字沼1005番6地先まで	36.0	43.5

北九州市公告第862号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成29年12月26日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉北区寿山町506番1、506番6、510番2のうち、508番3及び509番6	北九州市小倉北区足原二丁目7番20-305号 夏山正博
北九州市戸畑区丸町一丁目166番2及び166番5から166番18まで	北九州市八幡西区本城学研台三丁目17番15-104号 株式会社アースティック 代表取締役 佐藤俊明
北九州市小倉南区東貫三丁目740番1及び740番15から740番30まで	北九州市門司区黄金町3番4-102号 株式会社なかやしき 代表取締役 中屋敷善三
北九州市小倉南区沼本町四丁目17番3及び17番4	北九州市小倉南区中吉田六丁目27番12号 有限会社ミツワ総研 取締役 松井克隆

北九州市公告第866号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油（2月分） 42キロリットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成30年2月1日から同月28日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期

39キロリットル 平成30年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成29年2月10日

(7) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-

2 (2) に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていない者は、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年1月11日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年1月26日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年1月11日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成30年1月11日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年1月19日から同月25日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月26日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年1月25日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年1月26日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity:42KL

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., January 26, 2018

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., January 25, 2018

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of
Kitakyushu

北九州市公告第 8 6 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
コークス 1, 7 0 0 トン
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社三誠商会
北九州市八幡東区西本町一丁目 1 0 番 8 号
- 5 落札金額
1 トン当たりの金額 4 万 3, 3 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 2 9 年 1 1 月 8 日
- 8 落札方式
最低価格による。

単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第32号

単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則（昭和41年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	138,600	167,800	194,800	214,600
	2	139,300	169,000	196,300	216,000
	3	140,000	170,200	197,800	217,400
	4	140,700	171,400	199,300	218,900
	5	141,200	172,600	200,800	220,500
	6	142,000	174,000	202,400	221,500
	7	142,800	175,400	204,000	222,500
	8	143,600	176,800	205,600	223,700
	9	144,500	178,100	206,900	225,100
	10	145,400	179,500	208,400	226,600
	11	146,300	180,900	209,500	227,900
	12	147,300	182,300	210,700	229,400
	13	148,000	183,600	211,100	230,800
	14	149,000	185,000	212,100	232,300
	15	150,000	186,400	212,900	233,700
	16	151,000	187,800	214,000	235,200
	17	151,900	189,000	214,600	236,800
	18	152,900	190,400	216,000	238,400
	19	153,900	191,800	217,400	240,000
	20	154,900	193,200	218,900	241,300
	21	155,900	194,500	220,500	242,900
	22	156,800	196,000	221,500	244,600
	23	157,700	197,500	222,500	246,200
	24	158,600	199,000	223,700	248,000
	25	159,500	200,400	225,100	249,600
	26	160,400	201,900	226,700	251,200
	27	161,300	203,400	228,100	252,800
	28	162,200	205,000	229,700	254,400
	29	163,000	206,400	230,900	256,100
	30	164,200	207,900	232,400	257,800
	31	165,300	209,000	233,800	259,500
	32	166,400	210,200	235,300	261,300
	33	167,200	210,500	236,900	262,900
	34	168,400	211,600	238,500	264,600
	35	169,600	212,500	240,100	266,200
	36	170,800	213,700	241,400	267,900
	37	172,000	214,500	243,000	269,300
	38	173,300	215,900	244,700	270,900
	39	174,600	217,300	246,300	272,500
	40	175,900	218,800	248,100	274,000
	41	177,200	220,400	249,700	275,700
	42	178,600	221,400	251,300	277,500
	43	180,000	222,300	253,000	279,200
	44	181,400	223,400	254,700	281,000
	45	182,500	224,400	256,300	282,700

	46	183,900	225,800	258,000	284,400
	47	185,300	227,000	259,700	286,200
	48	186,700	228,400	261,400	288,000
	49	187,900	229,700	262,700	289,400
	50	189,200	231,000	264,000	291,000
	51	190,500	232,200	265,200	292,600
	52	191,800	233,600	266,600	294,100
	53	193,100	234,900	267,700	295,800
	54	194,400	236,100	269,100	297,500
	55	195,700	237,300	270,600	299,100
	56	197,000	238,500	272,100	300,800
	57	198,400	239,900	273,500	302,200
	58	199,700	241,200	275,000	303,800
	59	201,000	242,500	276,400	305,500
	60	202,300	243,900	277,800	307,200
	61	203,600	245,100	279,300	308,500
	62	204,900	246,400	280,600	309,900
	63	205,800	247,700	281,900	311,300
	64	206,900	249,100	283,100	312,700
	65	207,200	250,300	284,600	313,900
	66	207,900	251,400	285,900	315,200
	67	208,600	252,600	287,200	316,500
	68	209,500	253,800	288,500	317,800
再任	69	210,200	255,000	289,600	319,000
用職	70	211,300	256,100	290,900	320,300
員以	71	212,200	257,100	292,200	321,600
外の	72	213,300	258,100	293,400	322,900
職員	73	214,500	259,000	294,600	324,100
	74	215,200	260,100	295,800	325,300
	75	215,900	261,200	297,000	326,500
	76	216,800	262,400	298,100	327,700
	77	217,500	263,400	299,200	328,900
	78	218,600	264,600	300,300	330,000
	79	219,600	265,700	301,400	331,100
	80	220,700	266,800	302,500	332,200
	81	221,600	268,000	303,500	333,200
	82	222,600	269,100	304,600	334,200
	83	223,600	270,200	305,700	335,300
	84	224,600	271,300	306,800	336,400
	85	225,700	272,300	307,700	337,400
	86	226,900	273,200	308,600	338,400
	87	228,000	274,200	309,600	339,500
	88	229,100	275,200	310,600	340,600
	89	230,100	276,000	311,600	341,500
	90	231,100	276,800	312,500	342,600
	91	232,000	277,600	313,500	343,600
	92	233,000	278,300	314,500	344,700
	93	234,100	279,000	315,500	345,500
	94	235,100	279,800	316,400	346,400
	95	236,000	280,500	317,300	347,300
	96	237,000	281,200	318,200	348,200
	97	237,900	281,800	319,100	348,800

98	238,800	282,400	320,000	349,700
99	239,800	283,000	320,900	350,600
100	240,800	283,600	321,800	351,500
101	241,500	284,300	322,400	352,300
102	242,300	284,900	323,200	353,100
103	243,000	285,500	324,100	353,900
104	243,900	286,100	325,000	354,800
105	244,500	286,700	325,700	355,200
106	245,200	287,300	326,500	355,700
107	245,900	287,900	327,300	356,300
108	246,600	288,400	328,100	356,900
109	247,400	289,000	328,800	357,400
110	247,900	289,500	329,600	357,700
111	248,500	290,000	330,400	358,100
112	249,200	290,400	331,200	358,400
113	249,700	290,900	331,800	358,700
114	250,200	291,300	332,500	358,800
115	250,700	291,700	333,200	358,900
116	251,200	292,200	333,800	359,000
117	251,700	292,500	334,500	359,200
118	252,200	292,900	335,200	359,400
119	252,700	293,200	335,900	359,600
120	253,300	293,700	336,600	359,800
121	253,400	294,100	337,200	360,100
122	253,900	294,500	337,800	360,300
123	254,400	294,900	338,500	360,500
124	255,000	295,400	339,200	360,700
125	255,200	295,700	339,700	360,900
126	255,700	296,100	340,200	
127	256,100	296,500	340,700	
128	256,500	296,900	341,200	
129	257,100	297,200	341,800	
130	257,500	297,600		
131	257,800	298,000		
132	258,200	298,400		
133	258,400	298,700		
134		299,000		
135		299,400		
136		299,800		
137		300,000		
138		300,300		
139		300,600		
140		301,000		
141		301,200		
再任用職員	224,400	226,400	232,700	264,900

備考

- 1 学校給食調理士である再任用職員の給料月額は、この表の額から6,900円をそれぞれ減額した額とする。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級15号給（学校給食調理士である任期付短時間勤務職員にあっては、1級7号給）の給料月額に相当する額とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

(その他)

- 2 この規則の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 29 年北九州市条例第 35 号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 1 月 22 日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第 33 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 29 年北九州市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 3 項中「3 日」の次に「（当該承認に係る病気休暇の理由がインフルエンザの場合は、6 日）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 21 条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後にその期間が開始する病気休暇から適用し、同日前にその期間が開始する病気休暇については、なお従前の例による。

勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第34号

勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

幼稚園

別表の
高等学校
専修学校
各種学校

の項中「看護師」を削り、「午後5時15分」を「午後5時」に、「1時間」を「45分」に改め、同表に次のように加える。

小学校 中学校 特別支援学校	一般事務員 学校給食監理士		午前8時 30分	午後5時	勤務時間中に45分とし、その時限は所属長が定める。	日曜日 及び土曜日	
----------------------	------------------	--	-------------	------	---------------------------	--------------	--

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（

幼稚園

同表の
高等学校
専修学校
各種学校

の項の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

正誤表

年	号	頁	訂正の箇所	正	誤
平成29年	第4097号	120	事業所番号 の項中	40707 04376	40707 04376 7